

# 次期介護保険制度改革における福祉用具 及び住宅改修の見直しを求める要望意見書

介護保険制度による手すりや歩行器などの福祉用具の貸与、住宅改修サービスは、転倒による骨折などのけがを防ぎ、介護予防を進めることに寄与しており、特にひとり暮らしの高齢者の自立と社会参加を後押しし、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

平成27年6月30日に閣議決定された骨太の方針では、次期介護保険制度改革に向けて、要介護1・2の軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しをすることが盛り込まれました。

この内容が決定すれば高齢者の自立を妨げることが危惧されます。また、介護給付の適正化という目的が図れなくなることも心配されます。

よって、国におかれましては、介護が必要な高齢者が安心して介護サービスを受けられるよう、次期介護保険制度改革の際に、介護が必要な高齢者の尊厳の確保と自立の支援という介護保険の理念に沿った制度の見直しを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、厚生労働大臣